



SERIES TAINS 解体新書

更正の理由附記／大阪高裁判決と国税局情報



朝倉 洋子 [目黒支部]

はじめに

TAINSには、日々、最新の情報が収録されており、希望する会員には、毎週送信されているメールニュースに毎回、最新の判決や裁決がコンパクトに紹介されています。

このメールニュースは、TAINSにログインする前のトップページに、バックナンバーも含め、常時、掲示されていますので、TAINS会員でなくても、だれでも読むことができます。

今回は、判決や裁決だけでなく、情報公開法に基づいて開示された内部研修資料や最新収録情報を、一瞬のうちに取り出せる便利な検索方法をお知らせしましょう。

I. 便利なキーワード

「☆2014年06月収録分」ログインしたら、まず、画面左下のTAINSキーワード詳細検索を選び、検索窓に、「☆2014年06月収録分」と入力します。注意点は①「6月」ではなく、「06月」とゼロを加えること、②数字も含めて全て全角で入力すること、の2点です。

このキーワードを使えば、特定の月、例えば、本年6月中にデータベースに収録された全ての情報167件を知ることができます。

同様に「☆2014年05月収録分」というキーワードを使えば、154件の最新情報が表示されます。

この便利なキーワードは、いつから使えるようになったのでしょうか。実は、昨年の11月からなのです。

では、今年になってからデータベースに収録された全ての情報を検索するには、どのように検索すれば正解となるのでしょうか。

回答は本文の末尾をご覧ください。

II. 実務に役立つキーワード

TAINSは、実務家である税理士が、税理士のために、税理士の手によって、作り上げ、維持してきた税法に特化したデータベースですから、税理士の実務に役立つと思われる次のようなキーワードも、付されています。

- 逆転判決 ……………→104件
 - 情報公開 ……………→5,884件
 - 納税者勝訴 ……………→1,043件
 - 非公開裁決 ……………→1,253件
 - 補佐人税理士 ……………→609件
- 例えば、「逆転判決」で平成26年に言い渡された事件を検索するには、下記のとおり入力します。「*」は半角で入力します。機能制御文字ですから検索機能はありません。
- 逆転判決 H26-* ……→ 0件
 - 平成26年については、ゼロ件ということが判ります。では25年は？
 - 逆転判決 H25-* ……→ 2件
 - この2件は、次の事件です。

【地方税】 Z999-8316
 ①最高裁判所第一小法廷平成22年（行ヒ）第242号神奈川県臨時特例企業税通知処分取消等請求事件（破棄自判）（確定）（納税者勝訴）平成25年3月21日判決【法定外普通税／臨時特例企業税条例の違法性・無効性】

【法人税】 Z888-1755
 ②大阪高等裁判所平成24年（行コ）第32号賦課決定処分取消等請求控訴事件（原判決取消し）（全部取消し）（確定）（納税者勝訴）国側当事者・国（処分行政庁 東大阪税務署長）平成25年1月18日判決【更正の理由附記／理由附記に不備があり違法と判断】

神奈川県臨時特例企業税の逆転判決については、関連雑誌目次にも22件の情報が集積されています。

III. 更正の理由附記について

青色申告者に対して更正をする場合には、その者の帳簿書類を調査し、その調査により所得金額等の計算に誤りがあると認められる場合に限り、これを行うことができる、と定められています（所法155①、法法130①）。

また、この場合には、その更正に係る更正通知書にその更正の理由を附記しなければならない、と定められています（所法155②、法法130②）。

大阪高裁は、次のとおり判示しています。

「処分行政庁は、本件各更正処分をした理由として、①本件各事業がいずれも法人税法施行令5条1項10号に規定する「請負業（事務処理の委託を受ける業を含む）」に該当するものであり、②また、控訴人が受領する対価が事務処理のために必要な費用を超えないこと等について法令の規定が存在しないため、本件各事業は、法人税法施行規則4条の3が定める要件（実費弁償原則）を満たさず、③さらに、本件各事業の契約書等をもみても、実費弁償により行われる旨の規定が存在せず、剰余金を原資として借入金を返済しても、それが実費弁償に当たるものではない。本件各事業について処分行政庁の事前確認も得ていないので、本件各事業は、実費弁償通達が定める実体要件及び手続要件の双方を満たすものではない旨判断したことが認められる。

ところが、本件各付記理由には、法人税法施行令5条1項10号、同施行規則4条の3、実費弁償通達の各規定や、その適用関係についての判断過程の記載が一切ないことから、本件各付記理由の記載自体からは、処分行政庁が本件各更正処分をするに当たり、そうした法令等の適用関係やその判断過程を経ていることを検証することができない。」

IV. 課税処分に当たっての留意点

前記平成25年1月18日大阪高裁判決の後、大阪国税局法人課税課は平成25年4月、「課税処分に当たっての留意点」という「情報」を発送しています。検索方法は下記のとおりです。

- 課税処分 留意点…→ 1件
- 内容は、次の3項目から成っており、②の「理由附記作成のポイント」は、前記大阪高裁判決を踏まえて発送されたものと考えられます。
- ① 争点整理表作成のポイント
- ② 理由附記作成のポイント
- ③ 留意事項

理由附記作成のポイントとしては、★処分の理由附記における留意事項等については、

- ①処分の理由附記の趣旨
 - ②理由附記の程度
 - ③理由附記における具体的留意点
- ★記載例に基づく留意事項等については、
- ①加重算税賦課に係る理由書
 - ②更正を行う場合の理由書
 - ③決定を行う場合の理由書
 - ④処理の態様別通知書・理由書モデル
 - ⑤納税義務者・処分別の使用様式
- という構成になっています。

「処分の理由附記における留意事項等」の中では「理由附記を欠く処分は無効となり、理由附記が不十分な処分は取消原因たる瑕疵を有する処分となる」とその程度が示されています。

おわりに

国税通則法改正後に理由附記について逆転、納税者勝訴となった大阪高裁判決の持つ重い意味を実務家である私たちはしっかりと受け止めなければならないと考えます。

収録内容に関するお問合せは、データベース編集室へ
 03-5496-1416

【回答】☆2014年*

（左面より続く）

【他会異動】

日	登録番号	氏名	支部	所属会
2	84679	菅原 茂夫	神田	東京地方会へ
2	88091	今西 浩之	芝	東海会へ
3	89546	坂元 緑	新宿	関東信越会へ
4	116457	佐藤 寿聡	浅草	東京地方会へ
6	103409	永塚 隆	麹町	関東信越会へ
9	84919	中山 寅男	世田谷	近畿会へ
11	111345	吉野 利明	新宿	東京地方会へ
12	123565	西山 宏	町田	東京地方会へ
15	115939	橋本 信夫	町田	東京地方会へ
17	88344	中澤 隆	麻布	関東信越会へ
18	95228	山田 毅志	麹町	東京地方会へ
18	79959	平野 毅	四谷	関東信越会へ
30	124248	榛松 裕子	麹町	千葉県会へ
30	116214	永島 英幸	神田	東京地方会へ
30	77249	山下 文祥	日本橋	千葉県会へ
30	123871	東平 尚之	日本橋	近畿会へ
30	71248	永塚 幸年	四谷	関東信越会へ
30	97476	守屋 直之	品川	関東信越会へ

【死去】

登録番号	氏名	支部	月日
99276	安藤 芳明	武蔵府中	25年12月13日
35897	市橋 恭子	小石川	26年5月11日
32285	岩崎東四郎	東村山	5月29日
69784	石井 豊	新宿	5月30日

10523	森田松太郎	日本橋	5月31日
63467	宇留野喜明	足立	6月2日
64279	都関 千尋	渋谷	6月10日
24837	饗場 節夫	北沢	6月17日
12707	吉田 三郎	東村山	6月19日

入会法人（6月届出分）

法人番号	法人の名称
1402-1	税理士法人アクア 品川事務所 品川区北品川1丁目1番15号 北品川21ビル2F
1531-2	税理士法人菊之井会計事務所 東京事務所 港区虎ノ門4丁目1番21号 蒼手第二ビル3F
3118	税理士法人多田 板橋区成増1丁目29番7号 タイムズコーポ成増306
1073-2	立川税理士法人 大澤事務所 立川市柴崎町3丁目5番15号 OSBLDG602号
3120	京橋税理士法人 中央区京橋1丁目14番4号 京橋TSビル
3119	税理士法人けやき 渋谷区上原1丁目1番17号 サウス・エヌワイビル301

3121	税理士法人リーガル東京池袋税務事務所 豊島区南池袋2丁目27番17号 いちご南池袋ビル7階
1554-1	税理士法人Dream24 品川・大森事務所 品川区南大井6丁目17番16号 パークウインビル202
3128	税理士法人五反田会計 品川区東五反田1丁目10番9号 STビル5階

退会法人（6月届出分）

法人番号	法人の名称	支部	月日
1085-2	税理士法人さくら税務 立川支店	立川	5月30日
1900	税理士法人藤井会計	大森	6月2日

東京税理士会会員状況

税理士会員		法人会員	
5月末会員数	21,343名	1,130事務所	
入会数	86名	9事務所	
退会数	57名	2事務所	
6月末会員数	21,372名	1,137事務所	

入会・退会情報については、会員等に周知することにより、にせ税理士・にせ税理士法人を排除する目的で会報に掲載しています。